

熊本市新西部環境工場整備及び運営事業
運營業務委託契約書(案)

平成 23 年 8 月

熊本市



運營業務委託契約書

- 1 委託業務名 運營業務
- 2 履行場所
- 3 運営期間 自 平成 28年 3月 1日
至 平成 48年 3月 31日

4 施設運営費

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

5 契約保証金

上記の委託業務について、委託者熊本市と受託者[●]とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は、熊本市議会において熊本市新西部環境工場整備及び運営事業に係る工事請負契約締結の議決がなされ、工事請負契約の本契約が締結されたことを効力発生条件とする停止条件附の契約とする。また、工事請負契約の本契約の締結が可決されなかった場合は、この契約を無効とし、熊本市は一切の責任を負わない。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

委託者 熊本市手取本町 1 番 1 号

熊 本 市

代表者 熊本市長 幸 山 政 史 ㊟

受託者 住所

氏名 ㊟



目 次

第1章 総則	1
第1条 (総則)	1
第2条 (指示等及び協議の書面主義)	3
第3条 (契約の保証)	3
第4条 (貸与品等)	3
第5条 (委託者の責任)	4
第6条 (指示監督等)	4
第2章 運営業務	4
第1節 総則	4
第7条 (委託業務の範囲)	4
第8条 (契約期間)	4
第9条 (善管注意義務)	5
第10条 (許認可の取得)	5
第11条 (関連法令の遵守)	5
第12条 (権利義務の譲渡等)	5
第13条 (一括再委託等の禁止)	5
第14条 (受託者に対する措置請求)	5
第15条 (履行報告)	6
第16条 (統括責任者)	6
第17条 (電気、ガス、用水等)	6
第18条 (新技術等への対応)	6
第2節 供用開始前の準備	6
第19条 (人員の確保)	7
第20条 (試運転)	7
第21条 (統括責任者の関与)	7
第3節 運営マニュアル及び維持管理計画	7
第22条 (運営マニュアル及び維持管理計画)	7
第4節 処理対象物の受入れ及び処理	8
第23条 (処理業務)	8
第24条 (処理対象物の処理)	8
第25条 (処理対象物の受入れ等)	8
第26条 (処理不適物の取扱い)	8

第27条	(処理手数料の収納等)	9
第5節	検査・モニタリング等	9
第28条	(受託者の検査)	9
第29条	(委託者の検査・モニタリング)	10
第30条	(本施設に係る計測)	10
第31条	(要監視基準値)	10
第32条	(停止基準値)	10
第33条	(本件性能要件の未達及びその他の債務不履行)	11
第34条	(施設運営費の減額)	11
第35条	(停止期間中等の処理対象物の処理)	12
第36条	(臨機の措置)	12
第37条	(費用負担)	12
第6節	副生成物、処理不適物	13
第38条	(飛灰以外の副生成物の処理)	13
第39条	(飛灰の取扱)	13
第40条	(飛灰の運搬及び再資源化)	13
第41条	(飛灰の量及び性状)	14
第42条	(飛灰の処理不能)	14
第7節	余熱による発電及び熱供給	15
第43条	(発電設備の運転)	15
第44条	(余熱の取り扱い)	15
第8節	地域経済への貢献	16
第45条	(地域経済への貢献)	16
第46条	(ごみ質)	16
第47条	(ごみ量又はごみ質の変動により基準値を遵守できない場合) ..	17
第10節	施設の保全管理	17
第48条	(施設の保全管理)	17
第49条	(本件業務の報告)	18
第12節	業務の終了	18
第50条	(契約期間終了時の取扱い)	18
第51条	(契約期間終了時の明け渡し条件)	19
第13節	条件変更	19

第52条	(条件変更等)	19
第53条	(要求水準書等の変更)	20
第54条	(本件業務に係る受託者の提案)	20
第14節	施設運営費の支払	21
第55条	(施設運営費の支払)	21
第56条	(施設運営費の見直し)	21
第3章	不可抗力及び法令変更	21
第57条	(不可抗力)	21
第58条	(履行不能期間中の施設運営費)	22
第59条	(不可抗力発生時の対応)	22
第60条	(法令変更等)	22
第61条	(費用負担)	23
第62条	(法令変更による費用減少)	23
第4章	損害賠償等	23
第63条	(一般的損害)	23
第64条	(第三者に及ぼした損害)	23
第5章	契約の解除等	24
第65条	(猶予期間)	24
第66条	(委託者の解除権)	24
第67条	(必要な場合の解除)	26
第68条	(受託者の解除権)	26
第6章	著作権等	26
第69条	(著作権の譲渡等)	26
第70条	(特許権等の使用)	27
第7章	補 則	27
第71条	(相 殺)	27
第72条	(秘密保持義務)	27
第73条	(個人情報の保護)	28
第74条	(保険)	29
第75条	(委託者の履行遅延の場合における遅延利息)	30
第76条	(賠償金等の徴収)	30
第77条	(紛争の解決)	30
第78条	(民間事業者間の紛争)	30

第79条	(定めのない事項)	31
------	-----------------	----

第1章 総則

(総則)

第1条 熊本市(以下「委託者」という。)及び[●](以下「受託者」という。)は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、要求水準書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び第3項に定める書類及び図面を内容とする委託者と受託者が熊本市新西部環境工場整備及び運営事業に関して締結する運營業務委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 この契約における用語の定義は、本文中に定義される用語を除き、次の定義に従う。なお、本条及び本文中に定義されない用語で要求水準書で用いられている用語は、要求水準書の例による。

- (1) 「●グループ」とは、本事業の入札で落札者に選定された[●]、[●]及び[●]から成る企業コンソーシアムをいう。
- (2) 「運転維持管理企業」とは、技術提案書等において、本施設の運転及び維持管理業務を担当する企業として特定されている[●]をいう。
- (3) 「基本契約」とは、本事業の基本的事項に関し、熊本市、[●]グループに属する各企業及び受託者が締結した基本契約をいう。
- (4) 「技術提案書等」とは、本事業の入札説明書に従い[●]グループから提出された技術提案書、非価格要素提案書、事業計画書をいう。
- (5) 「工事請負事業者」とは、委託者の発注に基づき本施設の設計及び施工を担当した●をいう。
- (6) 「再資源化工場」とは、本事業において、飛灰を再資源化する工場をいう。
- (7) 「施設運営費」とは、委託者が受託者に対して支払う業務の履行の対価のことをいう。
- (8) 「成果物」とは、この契約、要求水準書に基づき、又はその他この契約に定める業務に関連して受託者が委託者に提出した書類、図面、写真、映像等の総称をいう(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)
- (9) 「入札説明書」とは、本事業の入札に当たり委託者が公表した入札説明書及びこれに関する質疑回答をいう。
- (10) 「年度」とは、4月1日に開始し、翌年の3月31日に終了する1年をいう。
- (11) 「飛灰」とは、本施設において処理対象物の焼却処理によって発生するばいじんをいう。
- (12) 「飛灰運搬企業」とは、本事業で飛灰の運搬を担当する[●]をいう。

- (13) 「飛灰処理企業」とは、本事業で飛灰の再資源化を担当する[●]をいう。
 - (14) 「不可抗力」とは、委託者及び民間事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものをいう。
 - (15) 「本件業務」とは、この契約に基づき委託者が受託者に委託する運営業務をいう。
 - (16) 「本事業」とは、熊本市新西部環境工場整備及び運営事業をいう。
 - (17) 「本施設」とは、本事業において要求水準書に従い建設される一般廃棄物処理施設である熊本市新西部環境工場をいう。
 - (18) 「民間事業者」とは、[●]グループに属する事業者及び受託者をいう。
 - (19) 「要求水準書」とは、本事業の入札において委託者が公表した本事業に関する入札資料のうち要求水準書及びこれに関する質疑回答をいう。
- 3 この契約を構成する書面及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし、各号において齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。ただし、技術提案書等の記載内容のうち、要求水準書の定める基準、水準等を超える場合は、要求水準書と同位の順序にあるものとみなす。
- (1) 本契約書
 - (2) 要求水準書
 - (3) 要求水準書「2. 関係法令等」に定める基準、仕様書等(以下「共通仕様書等」という。)
 - (4) 技術提案書等
 - (5) 委託者が貸与する本施設の設計図書
- 4 受託者は、本件業務を契約書記載の運営期間(以下「運営期間」という。)実施し、委託者は、その施設運営費を支払うものとする。
- 5 受託者は、この契約書若しくは要求水準書に特別の定めがある場合又は委託者受託者協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 6 この契約の履行に関して委託者受託者間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者受託者間で用いる計量単位は、要求水準書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び要求水準書における期間の定めについては、民法(明治 29 年法律第 89 号)及び商法(明治 32 年法律第 48 号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第 77 条の規定に基づき、委託者受託者協

議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、熊本地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、確認、請求、通知、報告、承諾及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合は、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合は、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 委託者及び受託者は、この契約書の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(契約の保証)

第3条 受託者は、この契約の効力発生と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、各年度の施設運営費(固定費と変動費の総額。変動費は計画処理量に基づき算出する。)の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 施設運営費の変更があった場合は、保証の額が変更後の各年度の施設運営費(固定費と変動費の総額。変動費は計画処理量に基づき算出する。)の100分の10に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

(貸与品等)

第4条 委託者は、本施設の設計図書及び受託者が要望し委託者が貸与することを認められたもの(以下まとめて「貸与品等」という。)を受託者に貸与する。貸与品等の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、委託者が定める。

- 2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受託者は、業務の完了、要求水準書の変更等によって不用となった貸与品等を委託者に返還しなければならない。
- 5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(委託者の責任)

第5条 委託者は、運営期間において、本施設を所有し当該施設を稼働させて処理対象物の処理を行うに必要なすべての許認可を取得し、これを維持する。

(指示監督等)

第6条 委託者は、この契約の履行について必要があるときは、受託者に対し、指示監督することができる。

- 2 委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して本件業務の実施状況について調査し、若しくは報告を求め、又は受託者の事務所その他本件業務の実施場所に立ち入ることができる。

第2章 運営業務

第1節 総則

(委託業務の範囲)

第7条 委託者は、契約期間において、本件業務を受託者に委託し、受託者はかかる委託を受ける。業務範囲は、要求水準書に記載のとおりとする。

- 2 受託者は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害発生を防止するとともに、二次公害を発生させないように適正に本施設の運転及び保守点検を行わなければならない。
- 3 受託者は、本施設が要求水準書及び第1条第3項第5号の設計図書に規定された仕様及び性能(かかる仕様及び性能を、以下「本件性能要件」という。)を満たすよう、適正に本件業務を行わなければならない。
- 4 本件性能要件を満足する本件業務の遂行に関するすべての費用は、要求水準書及びこの契約に定められている委託者が負担すべき費用を除き、受託者が負担するものとする。

(契約期間)

第8条 契約期間は、この契約書の頭書に定める停止条件が成就してこの契約の効力が発生したときから平成48年3月31日までとする。

2 契約期間のうち、前項に定める契約期間の開始日から運営期間開始までの期間を本件業務の準備期間とする。

3 運営期間は、平成 28 年 3 月 1 日から平成 48 年 3 月 31 日までの期間とする。

(善管注意義務)

第9条 受託者は、善良なる管理者の注意義務をもって、この契約及び要求水準書の各条項の規定に基づき、本件業務を実施しなければならない。

(許認可の取得)

第10条 受託者は、運営期間の開始までに、この契約の履行のために受託者に必要とされるすべての許認可を取得し、運営期間中これを維持し、また必要な届出等を行わなければならない。

(関連法令の遵守)

第11条 受託者は、本件業務の実施に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)、同施行令(昭和 46 年政令第 300 号)、同施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)を含む関連法令、関連規制等を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第12条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、成果物を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第13条 受託者は、本件業務の全部を一括して、又はその主たる部分を一括して運転維持管理企業以外の第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、前項の主たる部分に該当しない軽微なものについては、委託者の事前の承諾を得たうえで運転維持管理企業以外の第三者に委任し、又は請け負わせることができる。

3 委託者は、受託者に対して、本件業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(受託者に対する措置請求)

第14条 委託者は、受託者の使用人又は第 13 条第 2 項の規定により受託者から本件業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に委託者に通知しなければ

ならない。

(履行報告)

第15条 受託者は、要求水準書に定めるところにより、契約の履行について委託者に報告しなければならない。

(統括責任者)

第16条 受託者は、統括責任者を選任し、その氏名を委託者に通知しなければならない。

- 2 統括責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、施設運営費の変更、施設運営費の請求及び受領、第4項の請求の受領、第5項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自らの有する権限のうちこれを統括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。
- 4 委託者は、統括責任者がその業務の処理につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を書面により明示し、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

(電気、ガス、用水等)

第17条 本件業務の実施に必要な電気、ガス、用水等のユーティリティーは受託者がその責任において調達し、費用を負担する。

(新技術等への対応)

第18条 この契約の契約期間中、本施設の本件業務に関連して、技術又は運営手法の著しい革新等がなされた場合は、委託者及び受託者は、当該技術革新等に基づく新しい技術又は運営手法等(以下「新技術等」という。)の導入について検討し、受託者は改善提案を行うものとする。

- 2 前項の検討に係る費用は受託者が負担するが、委託者が負担することが合理的と委託者が認める費用については、委託者が負担する。
- 3 第1項の提案の結果、作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量の削減等により施設運営費の減額がもたらされることを委託者又は受託者が明らかにした場合は、当該新技術等の導入及び施設運営費の減額について協議するものとする。

第2節 供用開始前の準備

(人員の確保)

第19条 受託者は、本件業務の準備期間において、法律上必要とされる人数を確保し本施設の本件業務に関する必要な人員(以下「従業員」という。)を自らの責任及び費用で確保し、この契約の終了まで、これを維持しなければならない。

2 本施設の本件業務のための従業員には、要求水準書に記載する資格を有する者が含まれるものとし、受託者は、本件業務の準備期間においてその必要人数を確保する。また、この契約の終了まで、本件業務実施に必要な人員を、自らの責任により確保しなければならない。

3 受託者は従業員のうち本施設の運転業務に従事する者について、本件業務の準備期間において十分に教育・訓練を実施し本施設の運転に習熟させ、運営開始予定日からの本施設の正式稼動に支障のないよう準備しなければならない。

(試運転)

第20条 受託者は、要求水準書に従い、工事請負事業者が実施する本施設の試運転に係る業務に参加する。

2 受託者は、要求水準書に従い、その従業員の教育・訓練を実施し、本施設の本件業務の実施に習熟させなければならない。

(統括責任者の関与)

第21条 受託者は、第16条第1項に従い選任した統括責任者をして、委託者と工事請負事業者の打ち合わせ等に出席させるなどして、本施設の運営の観点からの意見を委託者及び工事請負事業者に伝えさせ、工事請負事業者の本施設の運転マニュアル作成の過程に関与させると共に、本施設の設計及び施工の状況を十分に把握させ、実際の本施設の状況に従った運営ができるよう、十分な準備をさせなければならない。

第3節 運営マニュアル及び維持管理計画

(運営マニュアル及び維持管理計画)

第22条 受託者は、工事請負事業者から提出された本施設の運営マニュアルを踏まえ、必要に応じて委託者と協議の上、適宜運営マニュアルを改訂・更新し、委託者に提出するものとする。

2 受託者は、工事請負事業者から委託者へ提出された本施設の運営マニュアルを踏まえ、本施設の運転計画及び点検保守・補修・更新に関する詳細を記載した維持管理計画を作成して委託者に提出し、その確認を受けるものとする。

3 受託者は、運営マニュアル、維持管理計画及び運転計画により、本施設の本件業務を行うものとする。

4 受託者は、必要に応じて、委託者と協議の上適宜に運営マニュアル、維持管理計画及び運転計画の更新を行い、常に最新版を保管し、更新の都度、変更された

部分を委託者に提出しなければならない。

- 5 受託者は、本施設又はその本件業務の結果が本件性能要件を満たさないときに、単に運営マニュアル、維持管理計画及び運転計画に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

第4節 処理対象物の受入れ及び処理

(処理業務)

第23条 受託者は、運営期間中、この契約及び要求水準書に基づき、本施設の運転を実施し、処理対象物の焼却処理を行う。

(処理対象物の処理)

第24条 受託者は、処理対象物を、本件性能要件に適合させて処理しなければならない。

(処理対象物の受入れ等)

第25条 委託者は、搬入する処理対象物の性状が要求水準書 1-4-1「処理対象物の量及び性状」に規定された計画ごみ質(以下「本件計画性状」という。)の範囲内のごみ質を確保すべく努力する。ただし、要求水準書 1-4-1 の記載中、図表 1-5 の元素組成は参考値とする。

- 2 委託者は、処理対象物のうち委託者の管理のもと収集される処理対象物を委託者の費用と責任において、本施設内の受託者によりあらかじめ指定された場所に搬入する。
- 3 受託者は、本施設の受入設備において受入可能な量の処理対象物を受入れなければならない。
- 4 受託者は、受入可能な量を超えるおそれがある場合は、委託者に報告し、委託者の指示を受けるものとする。
- 5 前項の場合は、受託者は、処理対象物が本施設の受入設備において受入可能な量を超えた原因が不可抗力又は委託者の責めに帰すべき事由に基づくことを明らかにした場合は、不可抗力による場合は第 59 条第 4 項により委託者及び受託者が、委託者の責めに帰すべき事由による場合は委託者が、委託者の指示に従い作業等を実施したために生じた費用の増加分を負担するものとする。

(処理不適物の取扱い)

第26条 受託者は、本施設で処理を行うことが困難又は不相当と判断される処理不適物について、搬入された一般廃棄物等から可能な限り取り除くよう努めなければならない。

- 2 受託者は、ごみピットへの投入の前に、異物や処理不適物を可能な限り除去するように努めなければならない。処理不適物の排除は、原則としてごみピットに投入する前に実施するものとするが、ごみピット投入後でも処理不適物を選別し

排除することが可能である場合は、ごみピットからの処理不適物の排除を行わなければならない。

- 3 受託者は、排除された処理不適物について、搬入者が特定できた場合は、原則として搬入者に返還し、及び再び処理不適物を本市説へ搬入しないよう適正な処理方法を説明しなければならない。
- 4 受託者は、処理不適物をごみピット投入後に発見し排除した等の理由により、搬入者を判別できない場合は、処理不適物貯留設備に貯留する。
- 5 処理不適物の混入が原因で本施設に故障等が生じ、当該故障等の修理等のために費用が発生したときは、受託者がその費用を負担するものとする。ただし、当該故障等の原因となった処理不適物が、本条及び要求水準書に従い実施する処理不適物の確認作業を実施しても当該処理不適物を発見することが不可能であったことを受託者が明らかにしたときは、委託者が当該費用を負担するものとする。
- 6 この契約において、処理不適物とは別紙 3 に定めるものとする。ただし、別紙 3 に定められていない物であっても、本施設での処理が困難又は不適当であると受託者が申し立てを行い、委託者がこれを認めた場合は、新たに処理不適物の種類に加えることができる。

(処理手数料の収納等)

第27条 委託者は、受託者に、直接搬入ごみの受付及び当該ごみの搬入者からの処理手数料（熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 2 年熊本市条例第 98 号）第 16 条に規定する廃棄物の処理に係る手数料をいう。以下同じ。）の徴収並びに収納に係る事務を委託し、受託者は、これを受託する。なお、当該事務の委託料は頭書に示す施設運営費に含まれる。

- 2 受託者は、前項の規定により徴収した処理手数料を公金として管理し、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条の歳入の徴収又は収納の委託に係る規定その他関連する法令、熊本市会計規則(昭和 39 年熊本市規則第 29 号)の歳入の収納に係る規定及び要求水準書に従って、これを保管し及び委託者に収めなければならない。
- 3 受託者は、公金である処理手数料と、その他の収入とを明確に区別しなければならない。
- 4 処理手数料の徴収漏れがあった場合は、受託者が補填するものとする。
- 5 その他第 1 項の事務に必要な事項は、別紙 6 に規定するとおりとする。

第 5 節 検査・モニタリング等

(受託者の検査)

第28条 受託者は、要求水準書、運営マニュアル及び維持管理計画により、本施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、法律に定める検査その他受託者が必要と

認める検査を行わなければならない。

- 2 受託者は、前項の検査を行ったときは、検査の結果を遅滞なく委託者に報告しなければならない。

(委託者の検査・モニタリング)

第29条 委託者は、受託者のこの契約の履行状況を確認するため、要求水準書に従い、モニタリングを行う。

- 2 前項のモニタリングのほか、委託者は、自己の負担により、本施設の検査を行うことができる。この場合は、委託者は、受託者の通常の営業時間内に、抜き打ちによる検査の場合を除き、受託者に対する事前の通知を行った上で本施設へ立ち入り、自らの費用で検査、計測等を行うことができるものとする。この場合は、委託者は、当該計測及び検査の業務を法的資格を有する第三者機関に委託することができるものとする。なお、当該検査の実施に際しては、委託者は、受託者の行う本件業務の実施に重大な影響を与えないよう配慮しなければならない。

(本施設に係る計測)

第30条 受託者は、運営期間中、自己の負担において、この契約、要求水準書並びに運営マニュアル及び維持管理計画に従い、自ら又は法的資格を有する第三者機関に委託することにより、本施設に係る計測を実施するものとする。

- 2 受託者は、要求水準書記載の計測項目及び計測頻度により前項の計測を実施しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の計測について、計測項目のいずれかの測定値が本施設の安定的な稼働に支障が生じる懸念があると合理的に判断した場合は、受託者に計測頻度の増加を請求できるものとし、その詳細は、委託者が測定値に応じて決定できるものとする。
- 4 受託者は、本件性能要件として示されている項目で、要求水準書記載の計測項目にあげられていないものについては、自ら必要と認めた場合又は委託者が合理的に要求する場合は、自らの費用により、計測を実施し、その結果を速やかに委託者に報告しなければならない。

(要監視基準値)

第31条 要監視基準値は別紙4のとおりとする。

- 2 受託者又は委託者の検査、計測等の結果、要監視基準値に達したことが判明した場合は、委託者又は受託者は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、受託者は、測定値の状況に応じ、計測頻度の増加等の監視強化に係る適切な措置及びその他必要と認められる措置をとらなければならない。

(停止基準値)

第32条 停止基準値は別紙5のとおりとする。

- 2 受託者又は委託者の計測等の結果、停止基準値に達したことが判明した場合は、委託者又は受託者は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、受託者

は、直ちに本施設の全部又は一部の運転を停止し、原因の究明に努め、本件性能要件を満たす正常な運転が再開されるよう本施設の補修、本件業務の改善等を行わなければならない。

- 3 前項の場合は、委託者は受託者に対し、運転停止時から 60 日以内に前項に定める本件業務の改善等が行われる見込みがないと合理的に判断される場合を除き、前項に定める本件業務の改善等につき、運転停止時から 60 日の猶予期間を与えるものとする。

(本件性能要件の未達及びその他の債務不履行)

第33条 本節の受託者又は委託者の計測及びモニタリング等の結果、本件性能要件が達成されることが判明した場合は、委託者又は受託者は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、受託者は原因の究明に努め、本件性能要件を満たすよう、本施設の補修、本件業務の改善等を行わなければならない。

- 2 前項の場合は、委託者は、必要と認めるときは、受託者に本施設の全部又は一部の運転の停止を指示することができ、受託者はこれに従わなければならない。
- 3 第 1 項の場合は、委託者は、受託者に対し、委託者又は受託者の通知から 60 日以内に第 1 項に定める本件業務の改善等が行われる見込みがないと合理的に判断される場合を除き、第 1 項に定める本件業務の改善等につき、第 1 項の委託者又は受託者の通知から 60 日の猶予期間を受託者に与えるものとする。
- 4 第 1 項に定める本件性能要件の未達成の場合を除き、受託者がこの契約に定める義務を履行しないときは、委託者は、受託者に対し、60 日を超えない期間を定め、当該期間内に不履行を是正し、この契約の定めに従い義務を履行すること、又は不履行を是正するために委託者が適当と認める内容の是正計画書を委託者に提出することを請求することができる。
- 5 受託者は、前項の委託者の請求に従い不履行を是正したときは、委託者の確認を受けなければならない。
- 6 受託者が、委託者が適当と認める内容の是正計画書を委託者に提出したときは、受託者は当該是正計画書の内容を誠実に履行しなければならない。

(施設運営費の減額)

第34条 受託者が第 32 条第 3 項又は前条第 3 項により与える猶予期間に、本施設の補修、本件業務の改善等を行い、本施設の正常な運転(本件性能要件をすべて満足した運転をいう。以下同じ。)ができるよう回復できない場合は、猶予期間満了時から正常な運転ができるよう回復したことを委託者が確認するまでの期間にに対する施設運営費のうちの固定費を 10 パーセント(施設全体の稼働が停止している場合は 20 パーセント)減額するものとする。ただし、本件性能要件の未達が不可抗力又は委託者の責めに帰すべき事由によることを受託者が明らかにしたときは、固定費の減額を行わないものとする。

- 2 委託者が前条第 4 項により定める期間内に、受託者がこの契約の不履行(本件

性能要件の未達成の場合及び第 45 条第 2 項に定める義務の不履行の場合を除く。以下、本項で同じ。) を是正せず又は委託者が適当と認める内容の是正計画書を提出しないとき、又は受託者が提出した是正計画書の内容を履行しないときは、受託者が不履行を是正し、委託者が適当と認める是正計画書を提出したとき又は是正計画書の内容を履行して委託者の確認を受けたときまで、施設運営費のうちの固定費の 5 パーセントを減額できるものとする。

- 3 前項による施設運営費の減額は、委託者の受託者に対する損害賠償の請求を妨げるものと解してはならず、施設運営費の減額分を損害賠償の予定と解してはならない。

(停止期間中等の処理対象物の処理)

第35条 計画外の運転停止の状態又は性能低下による計画処理量の全量の入力ができない状態に陥った場合は、委託者から提供される処理対象物は、次の各号に示す優先順位で処理するものとする。

- (1) 受入設備に処理対象物を受入れ、本施設の運転が再開するのを待つ。
- (2) 受入れた処理対象物が、受入設備の貯留容量を超えた場合は、委託者が手配する代替の廃棄物処理施設まで持ち込むものとし、本施設の運転が再開するのを待つ。
- (3) 本施設が運転を再開した場合は、本施設において処理を行う。

(臨機の措置)

第36条 受託者は、事故、災害防止等のため必要があると認めるときは、要求水準書に従い、臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合は、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知する。
- 3 委託者は、事故、災害防止その他本施設の運転を行う上で、特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受託者が第 1 項又は前項の規定に基づき臨機の措置をとった場合は、受託者が当該措置に要した費用を負担する。ただし、当該措置が不可抗力又は委託者の責めに帰すべき事由に基づくことを受託者が明らかにした場合は、不可抗力による場合は第 59 条第 4 項により委託者及び受託者が、委託者の責めに帰すべき事由による場合は委託者が、当該措置に要した費用を負担するものとする。
- 5 受託者は、要求水準書に従い、防災のための措置をとらなければならない。

(費用負担)

第37条 本件性能要件未達への対応に要する費用(原因の究明及び責任の分析に要する費用、受入れできない処理対象物を他の廃棄物処理施設まで運搬し、これを処理する費用、計画外の補修等を行う費用を含む。)は、すべて受託者が負担するものとする。ただし、当該性能要件未達の原因について、不可抗力又は委託者の責めに帰すべき事由に基づくことを受託者が明らかにした場合は、不可抗力による場合は第 59 条第 4 項により委託者及び受託者が、委託者の責めに帰すべき事由に

よる場合は委託者が、当該費用を負担するものとする。

第6節 副生成物、処理不適物

(飛灰以外の副生成物の処理)

第38条 副生成物のうち主灰及び主灰異物は、受託者の責任で貯留設備に貯留し、委託者が用意する運搬車両へ積込むものとする。主灰及び主灰異物の運搬及び処分は委託者が行う。

2 第26条第4項に従い処理不適物貯留設備に貯留した処理不適物は、委託者が処理又は処分する。ただし、かかる処理不適物のうち有価物については、受託者が売却するものとし、売却代金は受託者の収入とする。

3 受託者は、処理対象物1トンあたりの主灰の発生量が技術提案書に示された値を超過するときは、かかる超過に係る主灰の最終処分費を負担する。受託者が負担する金額は、一年度の主灰発生量から、当該年度の処理対象物の処分量に技術提案書で提案されている処理対象物1トンあたりの主灰発生量を乗じた量を差引いたものに、主灰1トンあたりの最終処分費(最終処分場への運搬費及び最終処分場での処分に要する費用)を乗じた金額とし、当該年度の最終月の施設運営費から控除する方法で精算するものとする。

4 処理対象物1トンあたりの主灰の発生量が技術提案書に示された値を超過した原因が、搬入された処理対象物の性状が第46条第2項の本件計画性状の範囲を逸脱するものであると認められるときは、前項の規定は適用しない。

5 受託者は、委託者のために、委託者が主灰の処分(再資源化を含む。)を委託する者及び主灰の運搬を委託する者との間で、運搬台数、運搬量、運搬時間等に係る日常的な連絡及び調整を行う。

(飛灰の取扱)

第39条 受託者は、飛灰を、技術提案書等に従い本施設内に貯留し、飛灰運搬企業の運搬車両に積込むものとする。

2 受託者は、飛灰が飛灰運搬企業及び飛灰処理企業の定める性状を満たしたものとしたうえで、飛灰を飛灰運搬企業の運搬車両に積込まなければならない。

(飛灰の運搬及び再資源化)

第40条 委託者は、飛灰運搬企業に対して、飛灰を本施設から飛灰処理企業に引き渡すまでの運搬を委託する。

2 委託者は、飛灰処理企業に対して、飛灰の再資源化を委託する。

3 受託者は、各事業年度の[9]月末までに、民間事業者と協議の上、次年度における各月毎の飛灰の運搬計画(飛灰運搬企業及び飛灰処理企業への飛灰の運搬委託量及び処理委託量の搬送を定めた計画)を作成し、委託者に提出する。

- 4 受託者は、運搬計画に従って、飛灰をすべて飛灰運搬企業に引き渡す。
- 5 受託者は、飛灰引渡基準の未達が生じた場合は、直ちに原因を解明し、改善計画を委託者に提示し確認を得なければならない。受託者は、確認を得た改善計画に従い、速やかに復旧を図るものとする。受託者は、改善が完了したと判断された時点で、飛灰の再度の計測を委託者に要請することができる。なお、この場合は、計測及び改善に要する一切の費用は受託者が負担するものとする。また、飛灰引渡基準未達の飛灰の処理は、受託者の負担と責任において適正に行うものとする。

(飛灰の量及び性状)

- 第41条 受託者は、飛灰発生量が、技術提案書等において一年度における量として想定した量を超過するおそれがあると認めた場合は、委託者に対して、速やかに報告しなければならない。
- 2 受託者は、前項の報告をしたときであって、委託者の要請を受けたときは、飛灰の量の増加の原因を自らの費用で調査し、その結果を速やかに報告しなければならない。
 - 3 飛灰の性状が原因となり、飛灰処理企業が飛灰を再資源化できない場合は、受託者及び飛灰処理企業の協議により解決し、受託者は、委託者に対して何らの請求もすることはできない。ただし、処理対象物のごみ質が本件計画性状から大幅に逸脱したことが原因で、飛灰処理企業が飛灰の全量を再資源化できなくなった場合は、この限りでない。

(飛灰の処理不能)

- 第42条 受託者は、要求水準書及び技術提案書等に従った飛灰の再資源化ができなくなったとき又はできなくなるおそれがあると認めるときは、原因のいかんを問わず、直ちにその旨を委託者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、前項の報告を行ったときは、自己の費用で、要求水準書及び技術提案書等に従った飛灰の処理ができない又はできなくなる原因を調査し、速やかに調査の結果を委託者に報告しなければならない。
 - 3 受託者は、要求水準書及び技術提案書等に従った飛灰の処理ができないときは、飛灰の取扱について、委託者の指示に従うものとする。委託者がその最終処分場での処分を指示した場合は、受託者は、自己の費用で最終処分場の受入れ基準を満たすよう、飛灰を処理しなければならない。
 - 4 要求水準書及び技術提案書等に従った飛灰の処理ができず、委託者が飛灰をその最終処分場に搬入した場合において、要求水準書及び技術提案書等に従った飛灰の処理ができないことが受託者の責めに帰すべき事由によるときは、受託者は、飛灰の最終処分場への搬入(搬入に必要な前処理等の費用を含む。)及び最終処分の費用を負担するほか、飛灰処理企業が実際に灰の再資源化を行った場合に要する費用として技術提案書等に記載された金額の 20 パーセントに相当する金

額を違約金として委託者に支払わなければならない。

- 5 受託者は、前項により受託者が負担する費用及び違約金を、委託者の請求を受けたときは、速やかに支払わなければならない。

第7節 余熱による発電及び熱供給

(発電設備の運転)

第43条 受託者は、この契約、要求水準書、運営マニュアルに従い本施設を運転することにより発生する余熱を利用して発電を行うものとする。

- 2 受託者は、余剰電力(本施設で発電された電力のうち本施設の自己使用分、委託者及び委託者の指定する周辺施設(以下「特定供給先」という。)への供給分を除いた電力をいう。以下同じ。)及び余剰電力に係る RPS 証書(「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(平成 14 年法律第 62 号)に示す新エネルギー等相当量をいう。以下同じ。)を第三者に対して販売することができる。余剰電力及び RPS 証書の販売による収入は、受託者に帰属するものとする。

- 3 特定供給先への電力供給の費用は受託者が負担する。

- 4 特定供給先への供給電力量(以下「特定供給電力量」という。)が要求水準書において特定供給先に関し設定されている電力の使用量(以下「特定供給先設定電力量」という。)と異なるときは、それらの差分に基づく調整を行う。調整は、各年度毎の特定供給電力量と特定供給先設定電力量との差分について行うものとし、各年度の最終月の施設運営費の支払とあわせて行うものとする。

- 5 前項の調整で使用する電力の単価は、受託者の売電の実績による単価とする。

- 6 受託者は、各年度において、特定供給先設定電力量をすべて供給できた月数が、特定供給先設定電力量をすべて供給できるものとして技術提案書等に記載された月数に満たなかったときは、当該満たない月に係る委託者の電力基本料金の増加分を負担するものとする。なお、受託者の責めに帰すことのできない事由により特定供給先への電力供給量が特定供給先設定電力量に満たなかった月は、本項においては供給先設定電力量のすべてを供給したものとみなす。

- 7 前項で受託者が委託者の電力基本料金の増加分を負担するときは、各年度の最終月の施設運営費から当該受託者の負担する金額を控除して精算する。

- 8 前 4 項に係る金額の調整及び精算についてこの契約に定めのない細目的事項は、委託者受託者が協議して定めるものとする。

(余熱の取り扱い)

第44条 受託者は、要求水準書に従い、処理に伴って発生する余熱を委託者の指定する施設に供給するものとする。

- 2 受託者は、委託者の指定する施設に余熱を供給しなかったとき又は供給した余熱が要求水準書に規定された熱量に満たないときは、委託者の指定する施設にお

いて受託者が供給した熱量と要求水準書に従い受託者が供給すべき熱量の差を補填するために要した費用を負担しなければならない。

- 3 受託者は第1項に従い、委託者の指定する施設に余熱を供給し、及び要求水準書で定める園芸ハウスに有償で熱を供給するものとする。かかる熱供給による収入は受託者に帰属するものとする。
- 4 委託者は、受託者に対し要求水準書に規定するその他の熱利用に係る熱供給を求めたときは、受託者は、これに応じなければならない。この場合は、その取扱いについて受託者と協議を行うものとする。

第8節 地域経済への貢献

(地域経済への貢献)

第45条 受託者は、本施設の運営に当たり、地元雇用促進を積極的に行うものとする。

- 2 受注者は、地域経済への貢献に関して技術提案書等に記載された次の事項を遵守しなければならない。

[技術提案の内容に基づき地元貢献予定金額等を記載する。]

- 3 発注者は、受注者が前項に規定された事項を遵守しなかったときは、前項に規定する地元貢献予定金額と受注者の実際の地元貢献金額との差額を施設運営費から減額し、また、かかる減額前の施設運営費のうちの固定費の5パーセントに相当する金額の違約金の支払いを請求できるものとする。
- 4 受注者は、前項の請求を受けたときは、速やかに違約金を発注者に支払わなければならない。

第9節 ごみ質及びごみ量

(ごみ質)

第46条 一年度の本件処理施設に搬入される処理対象物のごみ質が本件計画性状の範囲を逸脱する場合において、本件計画性状の範囲を逸脱したごみ質の処理対象物の処理に要した費用の増加分が当該年度に適用される施設運営費(固定費と変動費の総額。変動費は計画処理量に基づいて算出する。以下本条において同じ。)の5パーセントに相当する額(以下「受託者負担増加分」という。)を超えることを受託者が合理的に説明し、委託者が当該説明の内容に合意したときは、受託者は、本件計画性状の範囲を逸脱したごみ質の処理対象物の処理に要する費用の増加分が受託者負担増加分を超えるときは、精算を行うことを請求できるものとする。

- 2 本条でいう「本件計画性状の範囲」とは、要求水準書「1-4-1-4」に示す項目のうち、図表1-4に示す項目のうち低位発熱量については正規分布に基づく発生頻度を考慮した範囲をいい、同表に示す項目のうち3成分については同表に示された値をいい、同表1-5に示す項目については、同表に示された値をいう。ただし、

同表 1-5 に示された値は参考値とする。

- 3 第 1 項でいう本件計画性状の範囲を逸脱した処理対象物の処理のために要した増加費用とは、次のものをいう。
 - (1) 処理対象物の性状が本件計画性状の範囲を逸脱したために要した本件処理施設の運営・維持補修に係る費用の増加分。
 - (2) 処理対象物の性状が本件計画性状の範囲を逸脱したために、技術提案書等により想定した発電量を発電できず、当該想定した発電量に基づき売電し得た電力の売電金額から実際に発電により得られた収入を差し引いた差分。
 - (3) 第 44 条第 2 項により負担する費用。
- 4 前項第(2)号に規定する「実際に発電により得られた収入」の算出において、売電単価は当該年度の売電実績による単価と技術提案書で提示されている売電単価のうち低いものを用いることとする。
- 5 本件処理施設に搬入された処理対象物の性状が本件計画性状の範囲内か否かについては、一年度を単位として年間を通したデータをもとに総合的に判断することとし、かかる判断に必要なデータの収集、検査等は、すべて受託者の費用において実施するものとする。
- 6 前項のデータの収集、検査等の具体的な実施方法、実施頻度等は、要求水準書又は受託者の提案に基づき、委託者と協議して定めるものとする。
- 7 受託者は、前項で得られたデータ及び検査結果等を、委託者受託者が協議して定める頻度及び内容で、委託者に報告しなければならない。

(ごみ量又はごみ質の変動により基準値を遵守できない場合)

- 第47条 処理対象物のごみ質が本件計画性状から大幅に逸脱し、又は処理対象物のごみ量が本事業の計画ごみ量から大幅に逸脱した場合は、受託者は、委託者に対して申し立てを行い、協議を求めることができる。
- 2 委託者が受託者の申立てが合理的であると認めた場合は、委託者は、新たに自ら適当と認める方法により計画ごみ質又は計画ごみ量を算出し、受託者と協議の上、本件性能要件を満たすための本施設の改造の要否及び改造の方法等について決定する。委託者は、当該改造に係る工事を第三者に発注できるものとし、受託者は、委託者が発注業務を行うために必要な情報を委託者に提供する。
 - 3 前項の協議によって決定された本施設の改造の内容及び改造費用が合理的な範囲であると客観的に判断されるときは、当該改造費用は、委託者が負担する。

第 10 節 施設の保全管理

(施設の保全管理)

- 第48条 受託者は、要求水準書に従い、本施設の点検・検査・補修・更新を行うものと

- する。
- 2 本施設の点検・検査計画および点検・検査結果報告書を作成し、委託者に提出するものとする。
 - 3 受託者は、本施設の補修計画及び補修結果報告書並びに更新計画及び更新結果報告書を作成し、委託者に提出するものとする。

第 11 節 業務報告

(本件業務の報告)

- 第49条 受託者は、要求水準書に従い、本施設の運営上の日報・月報・年報の作成、維持管理計画に基づく維持管理データの集計処理等の統計事務の実施並びに各種報告書等の作成をし、及び委託者に対して本件業務の報告を行なわなければならない。日報、月報及び年報の各提出期限は以下に示すとおりとする。
- (1) 日報：当該日の翌開庁日（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に定める市の休日以外の日をいう。）以内
 - (2) 月報：当該月の翌月[●]営業日以内
 - (3) 年報：当該事業年度終了後[●]営業日以内
- 2 委託者は、日報、月報及び年報の内容に疑義があると認める場合その他要求水準書に定める業務を適切に実施していないと判断した場合は、受託者に説明を求めることができる。この場合は、委託者は、受託者に対し、委託者が必要と認める範囲で、追加資料の提出又は当該業務に関し改善措置を求めることができ、受託者はかかる委託者の求めに対し誠実に対応しなければならない。
 - 3 受託者は、日報、月報及び年報並びにその他受託者がこの契約に基づき作成する書類につき、要求水準書に従って、保管するものとする。
 - 4 受託者は、月報に記載すべき月毎の処理対象物の搬入量を、当該月終了後、速やかに飛灰運搬企業及び飛灰処理企業に対して通知しなければならない。

第 12 節 業務の終了

(契約期間終了時の取扱い)

- 第50条 委託者は、契約期間終了の 3 年前までに、契約期間終了後の本施設の運営の継続について受託者に申し出ることができる。
- 2 受託者は、委託者から前項の申し出を受けたときは、委託者と運営の継続に係る協議を行うものとし、本事業の継続及び受託者以外の第三者に委託するため次に掲げる各項目を求め、受託者はこれに応じるものとする。
 - (1) 委託者が所有する資料の開示
 - (2) 新たな事業者による施設及び運転状況の視察の受入及び対応

(3) その他引継ぎ業務への支援など

- 3 委託者が契約期間終了後の本施設の運営業務を公募に供することが適切でないと判断した場合は、受託者は、本施設の運営業務の継続に関して委託者の協議に応じる。委託者が受託者と契約期間終了後の運営業務の継続について協議する場合は、契約期間終了後の運営業務に関する委託費は契約期間中の委託費に基づいて決定する。受託者はこのために、契約期間中の財務諸表並びに次に掲げる各項目に関する費用明細等を提出する。

(1) 人件費

(2) 運転経費

(3) 維持管理・補修費

(4) 調達費

(契約期間終了時の明け渡し条件)

第51条 受託者は、本施設が契約期間満了時において、引き続き 5 年間は本件性能要件を満たしながら運転できる状態にて、委託者に明け渡す。

- 2 受託者は、本施設明け渡し時の性能要件の満足を確認するため、第三者機関による本施設の検査を自己の費用で実施する。
- 3 受託者は、事業期間終了後 1 年の間に本施設に関して受託者の維持管理補修等に起因する本件性能要件の未達が発生した場合は、受託者は、委託者の選択により、自己の費用により改善等必要な対応を行い、又は委託者が必要な対応を行うために要する費用を負担する。
- 4 前項の対応を実施するため、受託者は、この契約後 1 年間は解散してはならない。ただし、前項の対応を行う義務を委託者が認める者に引き受けさせたときはこの限りでない。
- 5 明け渡し時のその他の条件は、委託者と受託者の協議により定める。

第 13 節 条件変更

(条件変更等)

第52条 受託者は、本件業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、要求水準書（これに対する質疑回答を除く。）、要求水準書に対する質疑回答質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 要求水準書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 要求水準書の表示が明確でないこと。

- (4) 履行上の制約等要求水準書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 要求水準書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いのもと、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合は、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上で、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、要求水準書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 5 前項の規定により要求水準書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは、施設運営費を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(要求水準書等の変更)

第53条 委託者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、要求水準書又は業務に関する指示(以下本条及び次条において「要求水準書等」という。)の変更内容を受託者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは施設運営費を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(本件業務に係る受託者の提案)

第54条 受託者は、要求水準書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき要求水準書等の変更を提案することができる。

- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更を受託者に通知するものとする。
- 3 委託者は、前項の規定により要求水準書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、施設運営費を変更しなければならない。

第14節 施設運営費の支払

(施設運営費の支払)

第55条 施設運営費は、運営期間にわたる計画処理量に基づく総額の概算として、金[●]円(消費税を含む。)とする。その内訳は、別紙1に規定されたとおりとする。なお、変動費については、処理対象物の処理量に応じて算出されるものとするが、固定費については処理量の変動にかかわらず変動しないものとする。なお、固定費については本施設の運転停止の場合でもこれを支払うものとし、第34条の減額に従う。

- 2 受託者は、月間の処理量に当該年度の変動費単価を乗じて得られた金額(1円未満切捨て)に固定費を加算した金額を別紙1に従い算定し、当該翌月●日までに、月報に記載して、委託者に通知するものとする。
- 3 委託者は、前項の通知の受領の翌日から●日以内に、処理量を確認し、結果を受託者に通知するものとする。受託者は検査に合格したときは、当該金額の請求書を委託者に提出するものとする。
- 4 委託者は、受託者からの施設運営費に関する請求書を受領後、30日以内に、施設運営費を受託者の指定した銀行口座に入金するものとする。
- 5 委託者において、受託者の通知してきた処理量が確認できないときは、委託者と受託者とで協議を行い、施設運営費の金額を確定するものとする。

(施設運営費の見直し)

第56条 委託者及び受託者は、社会経済状況の変化に応じて、固定費及び変動費の見直しを実施できるものとし、詳細については、別紙2に定めるとおりとする。

第3章 不可抗力及び法令変更

(不可抗力)

第57条 受託者は、不可抗力により、この契約に定める条件に従った本件業務の履行ができなくなったとき又は本施設に損害が生じたときは、速やかに、不可抗力に係る事由の発生状況、履行不能の詳細、施設の状況、回復・復旧の見込み等を委託者に報告しなければならない。なお、緊急を要するときは、口頭による報告も可能とするが、口頭による報告内容を事後速やかに書面化して委託者に提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の報告を受けたときは、その内容及び施設の状況を確認するものとする。委託者は、受託者の報告内容について、必要に応じ修正等を求めることができるほか、必要と認める事項について受託者に報告を求めることができる。受託者は、委託者から報告を求められた事項について速やかに調査し、調査の結果を委託者に報告しなければならない。

- 3 受託者は、第 1 項の報告を行った日以降、履行不能の状況が継続する期間中、履行不能となった業務に係る履行義務を免れる。

(履行不能期間中の施設運営費)

第58条 委託者は、不可抗力により受託者が本件業務の全部又は一部の履行義務を免れた場合であっても、施設運営費のうち固定費の支払を免れることはできない。ただし、受託者が本件業務の履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れたと認められる費用については、当該費用相当額を固定費から減額することができる。

(不可抗力発生時の対応)

第59条 委託者は、受託者から第 57 条第 1 項の報告を受けたときは、不可抗力発生に係る対処方法、事業の継続、業務内容の変更、損害及び追加費用の負担等について、受託者と協議しなければならない。

- 2 受託者は、前項の協議に誠実に対応するものとする。

- 3 第 1 項の協議において、第 57 条第 1 項の報告のときから 60 日を経過しても協議が調わないときは、委託者が費用負担以外の項目について定め、その内容を通知するものとする。ただし、緊急を要するものについては、60 日の協議期間の経過以前でも受託者に対応方法を指示することができる。

- 4 不可抗力の事由の発生により受託者に生じた損害及び増加費用並びに前項本文による委託者の通知内容の実施及び前項但書による委託者の指示内容の実施により受託者に生じた増加費用の負担について委託者受託者の協議が調わないときは、かかる損害及び増加費用(ただし受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことによるもの及び保険により補填されるものを除く。)で合理的な範囲のものについて、不可抗力発生に係る年度の施設運営費の総額(固定費と変動費の総額。変動費は計画処理量により算出する。)の 100 分の 1 に相当する金額又は事業者の負担とし、これを超えるものは委託者の負担とする。

(法令変更等)

第60条 法令変更等(次に掲げるものをいう。以下同じ。)により、この契約に従った業務の全部若しくは一部の履行ができなくなったとき又は履行ができなくなると予想されるときは、受託者は、速やかに、その内容及び理由を委託者に通知しなければならない。

- (1) 法律、命令(告示を含む。)、条例又は規則(規程を含む。)の制定又は改廃

- (2) 行政機関が定める審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃

- 2 受託者は、この契約に基づく義務の履行が法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、この契約に基づく義務の履行を免れる。

- 3 委託者は、受託者が前項に基づき履行義務を免れた場合でも施設運営費のうち

固定費の支払を免れることはできない。ただし、受託者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れたと認められる費用については、当該費用相当額を固定費から減額することができる。

- 4 受託者は、法令変更等による増加費用を軽減するため必要な措置をとり、増加費用をできる限り少なくするよう努めなければならない。
- 5 委託者は、受託者から第 1 項の通知を受けたときは、速やかに受託者と事業の継続に関する協議を行わなければならない。当該協議において同項の通知の日から●日を経過しても協議が調わないときは、費用負担以外の項目についての対応を定め、受託者に通知する。

(費用負担)

第61条 前条第 5 項の協議が調わない場合には、法令変更等に係る受託者に生ずる増加費用及び同項による委託者の通知の内容に従う場合に受託者に発生する増加費用の負担については、次のとおりとする。

- | | |
|--|-----|
| (イ) 本事業に係る関係法令、許認可の変更等に係るもの | 委託者 |
| (ロ) 本事業のみならず広く一般に適用される関係法令許認可の変更等によるもの | 受託者 |
| (ハ) 民間事業者の利益に課せられる税制度の変更、新税の設立に係るもの | 受託者 |
| (ニ) (ハ)以外の税制度の変更、新税の設立に係るもの | 委託者 |

(法令変更による費用減少)

第62条 委託者は、第 60 条第 1 項各号に掲げる法令変更等による費用の減少が受託者に生じると認めるときは、受託者との協議により施設運営費を変更することができる。

第 4 章 損害賠償等

(一般的損害)

第63条 契約の履行について生じた損害については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害(要求水準書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第64条 本件業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第 3 項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(要求水準書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、委託者の指示、

貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不相当であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 本件業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(要求水準書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、本件業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合は、委託者受託者協力してその処理解決に当たるものとする。

第5章 契約の解除等

(猶予期間)

第65条 委託者は、この契約に特に規定がある場合のほか、受託者がこの契約に従った本件業務の実施ができなくなったときは、受託者が本件業務を再開することが事実上不可能と認めるときを除き、受託者に最長 60 日の猶予期間を与えるものとする。

(委託者の解除権)

第66条 委託者は、受託者のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対し催告することなく、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき理由により運営期間の開始までに業務開始の準備が整わないとき、運営期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は運営期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないとき。
- (3) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (4) 本事業に係る基本契約書第15条第1項各号のいずれかに該当したとき。
- (5) 受託者がこの契約及び要求水準書に従った本件業務の履行を行わず、委託者が前条の規定により最長 60 日(ただし、委託者がこの契約の規定に従い60日より長い猶予期間を設けた場合は当該期間とする。)の猶予期間を設けて受託者に請求しても受託者が当該猶予期間内にこの契約及び要求水準書に従った本件業務の履行を行わないとき。

- (6) 受託者が本事業を放棄したと認められるとき。
- (7) 受託者に係る破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算のいずれかの手続について、取締役会でその申立等を決議したとき若しくはその申立等がされたとき、又は支払不能若しくは支払停止となったとき。
- (8) 経営状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 受託者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき。
- (10) 第68条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受託者がこの契約に従った本件業務ができなくなり、再び事業を継続することが事実上不可能であると、委託者が認めるとき。
- (12) 前11号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (13) 受託者(受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあつては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあつてはその者及びその者の支配人をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対し資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者との契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定(第4号に基づく場合を除く。)により契約が解除された場合は、受託者は、解除の日が属する年度の施設運営費(固定費と変動費の総額。変動費は計画処理量に基づき算出する。)の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(必要な場合の解除)

第67条 委託者は、前条に規定する場合のほか、必要があるときは、180日前に受託者に通知することにより、この契約を解除することができる。

- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、受託者の事情に基づき委託者がこの契約を解除したと認められる場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

(受託者の解除権)

第68条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき事由による場合を除き、委託者による処理対象物の搬入停止が運営期間の6月を超えたとき。ただし、停止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその停止が解除されないとき。
 - (2) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

第6章 著作権等

(著作権の譲渡等)

第69条 受託者は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

- 2 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 委託者は、成果物が著作物に該当する場合は、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 4 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合は、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受託者は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないうにかかわらず、委託者が承諾した場合は、当該成果物を使用又は複製し、また、第 72 条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受託者が承諾した場合は、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(特許権等の使用)

- 第70条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- 2 委託者が履行方法を指定した場合において、要求水準書に特許等の対象である旨の明示がないときは、受託者は当該履行方法が第三者の特許権等の対象か否かをあらかじめ確認しなければならない。受託者は、確認の結果を速やかに委託者に報告するものとする。
 - 3 委託者がその履行方法を指定した場合において、要求水準書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者が前項の確認を実施するにつき過失がないときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第 7 章 補 則

(相 殺)

- 第71条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(秘密保持義務)

- 第72条 委託者及び受託者は、この契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、この契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、この契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。
- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示のときに公知である情報
 - (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 相手方に対する開示の後に、委託者又は受託者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 委託者及び受託者が、この契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを署名により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、委託者及び受託者は、次の場合は相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等へ支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令等に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 委託者と受託者につき守秘義務契約を締結した委託者のアドバイザー及び受託者の下請企業に開示する場合
 - (5) 委託者が本件業務を受託者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合又はかかる第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合。

(個人情報保護)

第73条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう最大限努めるとともに、下記各項を遵守しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、当該事務に係る個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 3 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 4 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 5 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

い。

- 6 受託者は、委託者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 7 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。
- 8 受託者は、委託者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、委託者の指定する作業場所から持ち出してはならない。
- 9 受託者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、委託者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。
- 10 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。
- 11 受託者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは熊本市個人情報保護条例(平成13年熊本市条例第43号)の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。
- 12 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、委託者が当該個人情報の取扱いの遵守状況について調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- 13 受託者は、個人情報の取扱いに関して、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 14 委託者は、受託者が本条の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(保険)

- 第74条 受託者は、技術提案書等又は要求水準書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示し、その写しを委託者に提出しなければならない。

(委託者の履行遅延の場合における遅延利息)

第75条 委託者の責めに帰すべき事由により、第 55 条第 1 項の規定による施設運営費の支払が遅れた場合は、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第76条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から施設運営費支払の日まで、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき施設運営費とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合は、委託者は、受託者から遅延日数につき、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第77条 この契約書の各条項において委託者受託者協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服がある場合その他契約に関して委託者受託者間に紛争を生じた場合は、委託者及び受託者は、協議の上調停人 1 名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合は、紛争の処理に要する費用については、委託者受託者協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは委託者受託者折半し、その他のものは委託者受託者それぞれが負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、受託者の使用人又は受託者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争については、第 14 条第 2 項の規定により受託者が決定を行った後又は受託者が決定を行わずに同条第 2 項の期間が経過した後でなければ、委託者は、第 1 項のあっせん又は調停の手續を請求することができない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、委託者又は受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手續前又は手續中であっても同項の委託者受託者間の紛争について民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和 26 年法律第 222 号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

(民間事業者間の紛争)

第78条 民間事業者のいずれか又は複数の責めに帰すべき事由によって、受託者が損害を被った場合は、受託者は、民間事業者間の調整をして問題の解決を図らなければならない。

2 前項の場合は、受託者は、委託者に損害の賠償を請求することができない。

(定めのない事項)

第79条 この契約に定めのない事項については、熊本市契約事務取扱規則(昭和 39 年熊本市規則第 7 号)によるものとし、同規則に定めのない事項については、委託者及び受託者が別途協議して定めることとする。

[以下余白]

別紙1 施設運営費の内訳(第55条関係)

1. 施設運営費の構成と算出方法

施設運営費は、固定費と変動費の合算として次式により算出されるものとする。

施設運営費＝固定費＋変動費単価(円/処理対象物 t)×処理量(t)

2. 固定費と変動費単価

(1) 固定費

固定費 処理対象物の処理量にかかわらず支払われる固定的費用

固定費 : 金 ●円/年

(2) 変動費単価(消費税及び地方消費税含む)

変動費単価(円/処理対象物 t) : 処理対象物 1 t 当たりの変動的な処理単価

変動費単価 : 金 ●円/処理対象物 t

別紙2 施設運営費の見直し(第56条関係)

1. 見直し方法

固定費、変動費(変動費単価)については、次式に従って変化率により見直しを行うものとする。

$$Y=X \times (\text{変化率})$$

Y: 見直し後の施設運営費(固定費、変動費単価)

X: 見直し前の施設運営費(固定費、変動費単価)

(変化率): 前回見直し時※1からの企業物価指数※2の12ヶ月平均値※3の変化率

※1 実際に見直しが行われた時点を目指す(初回の見直しの場合は、公募時(入札書の提出時)を目指す。)(以下同様)。

※2 日本銀行調査統計局が毎月発表する国内企業物価指数総平均の確報値とする。

※3 公募時については、平成●年●月から平成●年●月の12ヶ月平均値とし、その他の年度については、当該年度の前年の8月から当該年度の7月までの12ヶ月平均値とする。

2. 見直し時期

毎年10月に翌年4月から始まる次年度の施設運営費(固定費、変動費単価)を見直しするものとする。

3. 例外的な見直し方法の採用

固定費、変動費を構成する費目のうち、1.による見直し方法が適当でないと委託者が認めた費目については、委託者と受託者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

4. アローワンス(許容割合)設定

1.及び2.の見直しによる施設運営費と前回見直し時の施設運営費との差額が後者の±3.0パーセント以内にある場合は、影響が軽微であるとして施設運営費の見直しを行わない。なお、変動費の算出に当たっては計画処理量を用いるものとする。

別紙 3 処理不適物(第 26 条関係)

※ 提案に従って記載する。

別紙 4 要監視基準値(第 31 条関係)

※ 提案に従って記載する。

別紙 5 停止基準値(第 32 条関係)

停止基準値は、排ガスについて下記の保証値($O_2=12\%$ 換算値)をいう。

- | | | |
|-----|-----------|-------------------------------|
| (1) | ばいじん濃度 | 0.01g/m ³ N 超 |
| (2) | 硫黄酸化物濃度 | 49ppm 超 |
| (3) | 窒素酸化物濃度 | 50ppm 超 |
| (4) | 塩化水素濃度 | 49ppm 超 |
| (5) | ダイオキシン類濃度 | 0.05ng-TEQ/m ³ N 超 |

別紙 6 処理手数料収納事務（第 27 条関係）

1. 処理手数料の金額（熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 別表第 1 抜粋）

取扱区分	単位	金額
一般廃棄物を市の一般廃棄物の焼却施設(以下「焼却施設」という。)又は市の一般廃棄物の最終処分場(以下「処分場」という。)へ持ち込み、処分するとき(規則で定めるものを除く。)	1 回の持込量 10 キログラムまでごとに	120 円
産業廃棄物(第 15 条第 1 項の規定により告示されたものに限る。以下この表において同じ。)又は産業廃棄物と一般廃棄物が混合状態のものを焼却施設へ持ち込み、処分するとき。	1 回の持込量 10 キログラムまでごとに	125 円
産業廃棄物又は産業廃棄物と一般廃棄物が混合状態のものを処分場へ持ち込み、処分するとき。	1 回の持込量 10 キログラムまでごとに	120 円

※条例改正により手数料の金額が変更となった場合はその金額とする。

2. 処理手数料の徴収・収納の対象となる納入義務者

処理対象物を本施設へ持ち込み処分する者

3. 委託期間 平成 28 年 3 月 1 日から平成 48 年 3 月 31 日まで

4. 処理手数料の収納方法

- (1) 搬入された廃棄物の重量を計量し、その重量及び廃棄物の取扱区分に応じた処理手数料を算定し、当該廃棄物の搬入者に対し重量、処理手数料の額等を示す。
- (2) 当該搬入者（処理手数料後納業者*¹ 及び処理手数料を前納した者*² を除く。）から
(1)で示した手数料を現金で受領する。その際には、当該搬入者に対して領収証を交付する。
- (3) 搬入された廃棄物の重量、搬入者数、受領した処理手数料は、1 日分を取りまとめて集計し、金額を確認の上、計算書を市に通知する。その後、市から納付書の交付を受けて、翌営業日に当該納付書により市が指定する指定金融機関へ振り込む。

※ 具体的な取扱の詳細については、市の指示による。

5. 収納金の整理

収納金は、公金として取扱い、その他の収入等と混同せず、区分して厳重な管理・保

管すること。特に収納金を指定金融機関へ払い込むまでの間の安全管理には最大限の注意を払い、厳重に保管し紛失、盗難等がないようにすること。

6. 収納金の払込み方法及び期限

- (1) 払込み方法 市の指示する指定金融機関へ納付書により払込み
- (2) 払込み期限 収納日の翌営業日

7. 処理手数料の手続きフロー（参考）

(1) 一般の搬入者（即納）について

搬入⇒1 回目計量（廃棄物積載時車両重量）⇒投入⇒2 回目計量（風袋車両重量）・搬入重量確定・処理手数料算出
⇒搬入者から処理手数料受領・領収書を交付⇒1 日分の収納した手数料の集計
⇒集計結果を市へ通知⇒市から納付書を受け取る
⇒翌営業日に指定金融機関へ払込み

(2) 後納（月払い）業者*1について

搬入⇒1 回目計量（廃棄物積載時車両重量）⇒投入⇒2 回目計量（風袋車両重量）・搬入重量確定・処理手数料算出
⇒搬入者へ計量票を交付⇒月ごとに集計⇒集計結果を市へ通知（⇒市が後納業者へ請求）

(3) 前納した者*2（廃棄物処理券を使用する者）について

搬入⇒1 回目計量（廃棄物積載時車両重量）⇒投入⇒2 回目計量（風袋車両重量）・搬入重量確定・処理手数料算出
⇒搬入者は処理手数料に応じた額面の廃棄物処理券（複数枚の組合せによる場合もある。）を受領⇒搬入者へ計量票を交付
⇒1 日分の集計結果と回収した廃棄物処理券を市へ提出

※ 具体的な取扱の詳細については、市の指示による。

*1 熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例規則第 22 条第 1 項第 1 号に規定する者。

（＝継続的に廃棄物を持ち込む者として市長が定める基準に適合するも者。）

*2 同規則第 22 条第 1 項第 2 号に規定する者。

（＝廃棄物を持ち込む前にあらかじめ手数料を納入しようとする者で、市長が認める者。廃棄物処理券を交付する際に現金で納付済みである者。）